

2016年7月13日

各 位

会社名 新華ホールディングス・リミテッド  
(URL : [www.xinhuaholdings.com/jp/](http://www.xinhuaholdings.com/jp/))  
代表者 最高経営責任者 (CEO)  
レン・イー・ハン  
(東証市場第二部 コード番号 : 9399)  
連絡先 経営企画室マネージャー  
高山 雄太  
(電話 : 03-4570-0741)

### 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ

新華ホールディングス・リミテッド (以下「当社」といいます。) は、本日当社の取締役会において、Lie Wan Chie氏 (以下「リー氏」又は「割当予定先」といいます。) に対して、第三者割当により当社新株式 (以下「本新株式」といいます。) 及び新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) を発行 (以下「本第三者割当」といいます。) することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

##### (a) 新株式 (普通株式)

(1) 払込期日	2016年7月13日
(2) 発行新株式数	本新株式 570,000株
(3) 発行価額	1株につき5.81香港ドル(77円) 最近の株価の95%による見積
(4) 資金調達額	3,310千香港ドル (43,890千円)
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、リー氏に570,000株を割当てる。
(6) 議決権	1株当たり1議決権
(7) その他	-

##### (b) 新株予約権

(1) 割当日	2016年7月13日
(2) 発行新株予約権の総数	本新株予約権3,420,000個
(3) 発行価額	1新株予約権につき0.30香港ドル (4.03円)
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式3,420,000株

(5) 行使価額	当初本新株予約権行使価額：77 円
(6) 資金調達の内訳	20,899千香港ドル（277,123千円） （内訳） 新株予約権発行による調達額：1,039千香港ドル（13,783千円） 新株予約権行使による調達額：19,860千香港ドル（263,340千円）
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、リー氏に本新株予約権3,420,000個を割当てる。
(8) その他	本新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも98円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 第三者割当による本新株式発行

当社は、2016年5月24日付のプレス・リリース「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」にて、2016年8月までの運転資金を第三者割当による新株式及び新株予約権の発行（以下、「2016年5月の第三者割当」といいます。）により調達した旨をお知らせしました。また、上記プレス・リリースの中で、2015年8月17日付のプレス・リリース「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付買取契約締結に関するお知らせ」でお知らせした、第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権（以下「MSワラント」といいます。）の行使による資金調達が、最近の当社の株価の低迷により難しい見込みであるため、その場合2016年8月頃に追加で資金調達を行う必要がある旨をお知らせしました。今般、当社が上記2016年8月前に本第三者割当の実施を決議した理由は、割当予定先との間で合意できたこと、また当面の運転資金を可能な限り早めに確保すべきと判断したためであります。

上記MSワラントの行使価格は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額であり、現在の下限行使価格は、2016年5月25日付プレス・リリース「（訂正）「行使価額修正条項付新株予約権の行使価額及び割当株式数の調整に関するお知らせ」の一部訂正について」にてお知らせしたとおり152.1円となっております。2016年4月、2016年5月及び2016年6月の当社株式の終値の単純平均は、それぞれ99円、85円及び78円であり、上記下限行使価額より低い水準であるため、当社としては、当面MSワラントの行使による資金調達は難しいと見込んでおります。

また2016年5月の第三者割当により発行した新株予約権には、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも104円以上となった場合にのみ、当該新株予約権を行使することができるものとする行使条件が付されております。最近の当社の株価が当該104円よりも低い水準にあるため、当面は当該新株予約権の行使による資金調達も難しいと判断しております。

当社の財務状況に鑑みると金融機関からの借入又は社債の発行による資金調達は、引き続き困難な状況がございます。また、2016年5月に第三者割当を実施する際、公募増資やライツ・オフリングの方法

についても検討いたしました。公募増資については、当社普通株式の株価の状況及び出来高に鑑みると、調達資金が確保できるか不透明であり、選択し得ないと判断し、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受証券会社を確保することが事実上困難であり、実施できないと判断いたしました。公募増資やライツ・オフアリングの方法については、現在も上記と同様に判断しております。

そこで当社は、割当予定先であるリー氏と本新株式及び本新株予約権の第三者割当の引受について交渉を進め、その結果、割当予定先との間で本第三者割当により本新株式及び本新株予約権を発行することについて合意できたため、今般、当社の取締役会は、本第三者割当により資金調達し、当面の運転資金を確保することを決議いたしました。

当社としては、リー氏以外の投資家を選考することも考えておりましたが、2016年6月初旬の段階で当該リー氏以外の投資家が見つからなかったこと、また当社の事業に理解があるリー氏との間であれば、迅速に本第三者割当を実施できると考え、リー氏との間で交渉を進め、同氏を割当予定先として決定した次第であります。

なお、本第三者割当による本新株式の発行は、2016年8月から2016年10月までの短期間の運転資金を確保するために実施いたしますが、今後も当社の株価の低迷が続くMSワラント、2016年5月に発行した新株予約権及び本新株予約権の行使による資金調達が見込めない場合、2016年10月頃に追加で資金調達を行う必要があります。現在、当社は、この場合も想定した資金調達の準備を進めておりますが、現時点では、当該資金調達の内容について開示できる段階には至っておりません。当該追加の資金調達の内容については、内容が決まり次第速やかに開示いたします。

## (2) 新株予約権の発行

本新株式による当社の喫緊の事業資金の調達に加え、当社が今後、中長期的に資金を調達する方法を確保するため、割当先と交渉を進めておりましたが、今般、本新株式の発行に際し本新株予約権を合わせて発行することについて合意に至り、本新株予約権の発行を決議しました。本新株予約権には行使価額の修正条項は付されていないため、行使がなされた場合には、予め定められた行使価額に基づいた金額を調達できます。一方、当社の株価が、今後も行使価格より低く推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使を期待できませんが、当社としては、今後GINSMS Inc.におけるモバイル事業の拡大に努めることにより当社の株価が回復した場合には、その後に本新株予約権の段階的な行使を見込めると考え、本新株予約権の発行を決議いたしました。

当社が割当予定先に対し、本新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う行使価額の払込により当社の資本が増加する仕組みになっております。当社は割当予定先との間で、以下の行使条件を含む買取契約を締結いたします。

割当予定先に割当てられる本新株予約権は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも98円（取締役会決議日の直前取引日の普通株式の終値の81円の120%）以上となった場合のみ、割当予定先の裁量により、本新株予約権を行使することができるものとします。上記の条件を一度でも満たした場合、割当予定先は、本新株予約権の行使期間中、いつでも本新株予約権を行使することができます。なお、本新株予約権に行使条件を付したものは、本新株予約権の割当後、一度も当社の株価が改善していないような場合には、本新株

予約権の行使により既存株主の持株比率のさらなる希薄化を認めるべきではないと判断したためです。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

	本新株式	本新株予約権
① 発行時の払込金額の総額	3,310千香港ドル (43,890千円)	1,039千香港ドル (13,783千円)
② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	-	19,860千香港ドル (263,340千円)
③ 発行諸費用の概算額	45千香港ドル (601千円)	398千香港ドル (5,277千円)
④ 差引手取概算額 (①+②-③=④)	3,265千香港ドル (43,289千円)	20,501千香港ドル (271,846千円)

#### (注)

- (i) 本新株式発行に係る発行諸費用は、専門家費用、書類作成費用及び株式発行事務費用等で約 601 千円を予定しております。
- (ii) 本新株予約権発行に係る発行諸費用は、価額算定費用として 1,000 千円（算定機関：東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。）、所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号合人社東京永田町ビル9階、代表：能勢 元氏）、その他弁護士費用、書類作成費用、株式発行事務費用等（約 4,277 千円）を予定しております。
- (iii) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- (iv) 本新株式の差引手取概算額は、本新株式の発行価額の総額 43,890 千円から、本新株式に掛かる発行諸費用の概算額 601 千円を差し引いた金額を示しております。
- (v) 本新株式の差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の 13,783 千円及び本新株予約権の行使に際して出資される価額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合）の 263,340 千円の総額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算額 5,277 千円を差し引いた金額を示しております。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行時の払込金額の総額の具体的な使途は、2016年8月から2016年10月までの運転資金として、保険料 16 百万円程度、弁護士その他の専門家費用 13 百万円程度（上記発行諸費用の概算額を含む。）、当社グループの人件費 9 百万円程度、監査法人支払 9 百万円程度、賃料等 5 百万円程度及びその他の費用 6 百万円程度を見込んでおります。

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」の②には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を記載しています。本新株予約権の行使を決定するのは、基本的に本新株予約権の所有者であること、また行使条件が付されていることから、現時点では、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の具体的な使途を資金計画に組み込むことは困難ですが、主に弁護士その他の専門家費用、監査法人及び当社グループの人件費支払等の運転資金として使用する見込みであります。

	種類	資金使途	金額	支出予定時期
①	本新株式及び本新株予約権の発行時の払込金額の総額	運転資金	4,349千香港ドル (57,673千円)	2016年8月から 2016年10月ころ

②	本新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	運転資金	19,860千香港ドル (263,340千円)	2016年10月から 2026年7月ころ
---	-----------------------------	------	----------------------------	-------------------------

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金は、上記のとおり運転資金として使用する予定です。本新株式及び本新株予約権による調達資金は喫緊の資金ニーズに応じるものであり、必要不可欠なものと考えております。また、当社として、今後、事業による資金の確保や銀行からの借入による資金調達が必ずしも実現できる目途がたっていない状況に鑑みると、本新株式及び本新株予約権による事業資金の確保は合理的なものであると考えております。これらは、当社の必要な支払を可能とし、当社が存続するために不可欠な資金であるため、資金使途は合理的であると判断いたしました。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

##### (a) 本新株式（普通株式）

本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値の95%に相当する77円に決定いたしました。なお、本新株式の発行価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均79円に対する乖離率は2%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均83円に対する乖離率は7%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均113円に対する乖離率は32%となっております。本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値の95%に相当する77円といたしましたのは、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、割当予定先との交渉の結果、新株式及び自己株式の発行に関する日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。

本新株式の払込金額の適法性につきましては、本日承認された取締役会決議にて取締役3名全員が、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎として、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じた取扱いがなされていること、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、割当予定先との交渉の結果等を考慮し、その結果、払込金額は適正かつ妥当であり、特に有利な金額による発行には該当しない旨が意見を表明されたものです。

##### (b) 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当先と当社との間で締結する買取契約に関する諸条件を考慮した本新株予約権の価額の評価を独立第三者である算定機関：東京フィナンシャル・アドバイザーズに依頼しました。本新株予約権1個当たりの発行価額は、4.03円とします。なお、当該金額は、東京フィナンシャル・アドバイザーズが、当社の株価（81円）、行使価格（77円）、ボラティリティ（77.31%）、行使期間（10年）、リスクフリーレート（-0.286%）、行使条件（詳細は別添の本新株予約権の発行要項13項「その他の新株予約権の行使の条件」を参照）の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（4.03円）を参考に、当該金額と同額にて発行することを決定したものであります。

本新株予約権の払込金額の適法性につきましては、本日承認された取締役会決議にて取締役3名全員が、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見の基礎となる判断要素として、払込金額の算定にあたり算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモデルを用いて公正価値を算定していること等を考慮し、その結果、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

2016年7月12日現在の当社の発行済株式総数（普通株式及び優先株式）に係る議決権の総数は8,679,158.79個（自己株式はありません。）で、本第三者割当により発行される本新株式及び本新株予約権（潜在株式）に係る議決権の数は3,990,000個であり、希薄化率は45.97%となります。また、2016年5月の第三者割当で発行した株式500,000株及び新株予約権2,000,000個（潜在株式）の合計に係る議決権の数の2,500,000個を合わせた、当該2016年5月の第三者割当実施前の発行済株式総数（普通株式及び優先株式）に係る議決権の総数である8,179,158.79株に対する、希薄化率は79.35%となります。このように、希薄化率は決して低いとはいえ、最近の出来高と比較しても発行する本新株式及び本新株予約権（潜在株式）の数が多いため及び以下「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の当社株式及び新株予約権の保有目的は投資目的であり、長期保有が約されていないため割当予定先が保有株式を売却することにより急激な株価下落を引き起こす可能性があることも否めませんが、今回調達する資金は、当社の直近の運転資金のために緊急に必要な状態であります。

なお、参考として仮に本第三者割当により発行される本新株式及び本新株予約権（潜在株式）の3,990,000株を本新株予約権の行使期間である10年間（245日／年営業日で計算）にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日あたりの売却数量は約1,629株となり、これは、当社株式の直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における1日あたりの平均出来高約62,663株、78,468株及び56,606株に対して、それぞれ2.60%、2.08%及び2.88%となります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の情報

(1) 名	前	Lie Wan Chie氏	
(2) 住	所	Greenwood Avenue, Singapore	
(3) 職業又は役職		Chemical Specialties & Logistics Pte. Limitedの取締役	
(4) 当事会社間の関係	資本関係	当社の主要株主です。	
	人的関係	-	
	取引関係	割当予定先及び同氏の近親者がコントロールする会社との間に関係はありません。	

2015年10月28日にリー氏への第三者割当による新株式発行を決議した際、同氏が反社会的勢力との間に一切関係がないことを記載した第三者の調査会社が発行した調査報告書に

て確認しております。また、同氏が反社会的勢力等とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達が極めて困難な状況にあると認識しています。MSワラント及び2016年5月に発行した新株予約権の行使により資金調達できていない中、現在、当社は喫緊に当面の運転資金を確保する必要があります。また本新株式及び本新株予約権を発行した場合、個人投資家から借入をした場合に比べ利息が発生しない点も考慮に入れ、これらに要する資金を機動的に調達できる手段として、新株式の発行による資金調達が、当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。またリー氏を割当先として選定した理由は、同氏が十分な資金を保有しており最も迅速に本新株式及び本新株予約権への申込に対応できること、当社の事業に理解があることです。

## (3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、割当予定先の当社株式及び新株予約権の保有目的は、投資目的のため長期保有は約されておりません。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が、割当予定日より2年以内に本第三者割当により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得しています。

また、当社は割当予定先との間で、割当予定先が割当予定日より2年間は当社の経営に参加しないこと及び当社の取締役会のメンバーにならないことの確認書を交わしています。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先が口座を有する銀行から書面を入手することにより払込みに要する財産の存在について確認しました。なお、払込金は、本日の本新株式及び本新株予約権の発行手続きを円滑に進めるため、当社の銀行口座にて事前に受領しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

	募集前（2015年12月31日現在） <sup>1</sup>		募集後 <sup>2</sup>	
1.	One Heart International	32.66%	Lie Wan Chie	49.87%
2.	Lai Man Kon <sup>2</sup>	14.80%	One Heart International <sup>3</sup>	18.18%
3.	Lie Wan Chie <sup>4</sup>	10.10%	Lian Yih Hann	1.53%
4.	Lian Yih Hann	2.76%	ハラノ ナオヤ	1.41%
5.	ハラノ ナオヤ	2.53%	アカバネ ノリヒコ	0.89%
6.	アカバネ ノリヒコ	1.59%	ニシゾノ タケユキ	0.41%
7.	ニシゾノ タケユキ	0.73%	ミヤタ カズノリ	0.40%
8.	ミヤタ カズノリ	0.71%	SHK INV SVCS-SEGREGATED CLIENT A/C	0.33%
9.	SHK INV SVCS-SEGREGATED CLIENT A/C	0.59%	ハマノ タケユキ	0.27%
10.	ハマノ タケユキ	0.49%	DAIWAKIYAPITARUMA-KETSUTSUSHIN GAPO-RURIMITETSUDO	0.27%

- (注) 1. 2015年12月31日付の当社の発行済株式総数8,164,448.79株（普通株式及びA種優先株式の合計）に対する割合です。
2. 本第三者割当増資後の当社の発行済株式総数14,669,158.79株（本第三者割当により発行される本新株式570,000株、本新株予約権が全て行使されたと仮定した潜在株式3,420,000株、2016年5月の第三者割当で発行した新株予約権が全て行使されたと仮定した潜在株式2,000,000株及び2016年7月12日現在の発行済株式総数8,679,158.79株（普通株式及びA種優先株式の合計）との合計）に対する割合です。2015年12月31日時点より、割当予定先及びLai Man Kon氏以外の大株主の保有株式数の状況に変化がないことを前提としています。Lai Man Kon氏は、2016年4月20日まで同氏が保有する当社株式を全て売却しております。
3. One Heartの持分は、レン氏が100%保有しています。One Heart及びレン氏を合算した当社に対する募集後の持分は、19.71%となります。
4. 2016年5月の第三者割当後及び本第三者割当前のリー氏の保有割合は、31.13%でした。（当時の当社の発行済株式総数10,679,158.79株（2016年5月の第三者割当により発行された新株式500,000株及び潜在株式2,000,000株（新株予約権が全て行使されたと仮定した）及び2016年5月23日現在の発行済株式総数8,179,158.79株（普通株式及びA種優先株式の合計）との合計）に対する割合。）

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当が当期（2016年12月期）の業績に与える影響は軽微であります。なお、当社は、今後モバイル事業に注力していきますが、現時点では、当社の2016年3月31日付プレス・リリース「GINSMS Inc.の将来予想について」にて開示したとおり、GINSMSグループが、純利益を計上できる時期は、2019年12月期となると見込んでおり、現在の当社の売上高の水準では、通常の事業サイクルから運転資金や事業を拡大するための資金を確保することが難しい状況です。そのため「2. 募集の目的及び理由（1）第三者割当による本新株式発行」の中で記載したとおり、今後も当社の株価の低迷が続くMSワラント、2016年5月に発行した新株予約権及び本新株予約権の行使による資金調達が見込めない場合、2016年10月頃に追加で資金調達を行う必要があります。現在、当社は、この場合も想定した資金調達の準備を進めておりますが、現時点では、当該資金調達の内容について開示できる段階には至っておりません。当該追加の資金調達の内容については、内容が決まり次第速やかに開示いたします。2016年5月及び今般の本第三者割当は、ともに当面の運転資金を確保するために実施いたしました。2016年10月頃に追加で資金調達が必要となった場合には、運転資金のみならず当社のモバイル事業を拡大するための資金も調達できるよう努め、モバイル事業の拡大を急ぎ（現在、GINSMSグループは、上記2016年3月31日付プレス・リリースにて開示したとおり、2016年から2020年にかけて毎年その事業を拡大していく予定でおります。）、業績を向上させることに全力で取り組んでまいり所存です。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当のみによる希薄化率は45.97%であり、2015年5月の第三者割当で発行した株式及び新株予約権を合わせた、希薄化率は79.35%となり25%以上となることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要します。当社の業績が回復する



には、なお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく、調達方法は第三者割当に限られております。また、潜在的に、大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響が生じる可能性があります。喫緊の課題である資金繰りの改善と自己資本の充実を図ります。本第三者割当とその後の本新株式発行の及び本新株予約権の行使により調達した資金により、資本金を増加、また純資産を増強できるため、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主をはじめとするステークホルダーのメリットが、デメリットを上回るものと考えております。

また、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて株主総会の開催も検討致しましたが、上述のとおり既存株主へのメリットがデメリットを大幅に上回ると判断した点、及び現状の当社資金需要の緊急性を考慮し、独立第三者の意見を入手する方法を選択致しました。

そこで、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて、本件割当における必要性及び相当性に関する客観的視点からの意見を入手するため、一般株主保護のために経営者から一定程度独立した者として二重橋法律事務所の弁護士川村一博氏（以下「二重橋法律事務所」といいます。）に対して、新株式及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の表明を依頼いたしました。

当社は、二重橋法律事務所に対して、本件割当について、その目的及び理由、資金調達の額・使途及び支出予定時期、資金使途の合理性、他の資金調達方法の可能性及びそれとの比較、発行条件の合理性、割当先の選定理由、既存株主に対する影響、業績に与える影響、その他必要事項を説明し、また二重橋法律事務所からの質問に対し詳細な回答を行いました。そこで二重橋法律事務所からは本日付で当社の取締役会に対して、下記内容を記載した意見書が提出されております。その中では、当社が喫緊に資金を必要としており、本新株式の発行により運転資金の確保を行う必要性があり、本新株予約権の発行により中長期的な資金調達をする必要があると考えられる旨が記載されております。また、本新株式及び本新株予約権の発行についてその他の方法で資金調達することが難しく、資金調達手段として本第三者割当を選択することには合理性があること、本新株式の発行について発行価額が日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じており、特に有利な金額に該当せず、発行条件が合理的と認められること、本新株予約権の発行について発行条件を算定評価機関の評価書を参考に割当予定先と決定し、本新株予約権に株価が現在の株価から一定程度上昇した場合でなければ、行使しえない行使条件も付されていることから本新株予約権の発行条件が合理的と認められること、本第三者割当による希薄化率が高いものの、当社が喫緊に資金を必要としている中、近い将来に資金事情が改善する保証がない、MSワラント及び2016年5月に発行した新株予約権の行使も見込めないことに鑑み、当該希薄化についても相当であるといえらるし、本第三者割当に相当性がある旨が記載されております。上記のとおり、本第三者割当が必要かつ相当であると考えられる旨が記載されております。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

期		2013年12月期	2014年12期	2015年12期
連結売上高	千円	5,114	3,697	4,878

期		2013年12月期	2014年12期	2015年12期
	(百万円)	(526)	(380)	(502)
連結営業利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△6,567 (△676)	△3,146 (△324)	△3,218 (△331)
連結経常利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△6,465 (△665)	△3,877 (△399)	△4,136 (△426)
連結当期純利益／損失(△)	千米ドル (百万円)	△5,876 (△605)	△2,936 (△302)	△4,165 (△429)
1株当たり連結当期純利益／ 損失(△)	千米ドル (百万円)	△3.88 (△399.29)	△1.37 (△140.99)	△1.43 (△147.16)
1株当たり配当金	千米ドル (百万円)	- -	- -	- -
1株当たり連結純資産	千米ドル (百万円)	0.17 (17.49)	0.79 (81.30)	1.37 (140.99)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2016年7月12日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	8,679,158.79	100%
現時点の転換価額(行使価額)に おける 潜 在 株 式 数	3,000	0.03%
下限値の転換価額(行使価額)に おける 潜 在 株 式 数	一株	-%
上限値の転換価額(行使価額)に おける 潜 在 株 式 数	一株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況 (単位:円)

	2013年12月期	2014年12月期	2015年12月期
始 値	473	715	607
高 値	949	1,000	870
安 値	343	406	171
終 値	729	596	187

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場及び市場第二部(当社は、2015年5月1日より市場第二部に移行しております。)におけるものであります。

② 最近6か月間の状況 (単位:円)

	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
始 値	192	153	138	131	84	80
高 値	197	197	176	133	100	82
安 値	143	124	126	80	78	75
終 値	152	136	130	84	80	76

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価 (単位:円)

	2016年7月12日
始 値	84
高 値	85

安 値	79
終 値	81

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株予約権の発行（決議日2013年12月19日）

割 当 日	2013 年12月20日
発行新株予約権数	750,000個
行使価額及び行使価額の修正条件	当初本新株予約権行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）684 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額（1 円未満切上げ）に修正されます。また、当社が時価以下で株式を発行する場合や株式分割等を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額である342円以上であり、かつ当社の普通株式の額面金額である20香港ドル（又はこれに相当する日本円の金額）以上でなければならないこととされております（当時）。
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	503,250,000円（差引手取概算額） 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合）を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行前の発行済株式総数	1,515,305.79株（普通株式）
当該発行による潜在株式数	750,000株
行 使 状 況	行使済新株予約権数：706,594 個 当社は未行使新株予約権数43,406個を割当先からの買戻請求により2014年7月15日390,654円（1新株予約権あたりの発行価額である9円）にて全て買戻しています。当時、当社は更に普通株式を発行することができなかったため割当先との契約に基づく請求に従い、未行使新株予約権を買い戻しました。
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	383,909,802円
発行時における当初の資金使途	運転資金として50～100百万円程度 リストラクチャリング費用として50～100百万円程度 新規事業開拓として100～303百万円程度

発行時における 支出予定時期	2013年12月から2014年11月ころ
現時点における 充当状況	短期借入金の返済及び弁護士・監査法人等の専門家費用を含む運転資金として充当しました。

② 第三者割当によるA種優先株式の発行（決議日2014年8月6日）

割 当 日	2014年8月6日
発 行 株 式 数	225,000個
発 行 価 額	A種優先株式 1株当たり23.24香港ドル（308円、割当日において）
発行時における調達予定 資金の額（差引手取概算 額）	4,596千香港ドル（60,986千円、割当日において）（差引手取概算額）
割 当 先	レン・イー・ハン氏
発行前の発行済株式総数	2,274,999.79株(普通株式)
現時点における 調達した資金の額	5,229千香港ドル（69,386千円、割当日において）
発行時における 当初の資金使途	運転資金
発行時における 支出予定時期	2014年8月から2015年3月ころ
現時点における 充当状況	上記の当初の資金使途に充当しました。

③ 第三者割当による新株式の発行（決議日2015年5月1日）

割 当 日	2015年5月1日
発 行 新 株 数	277,777株
発 行 価 額	1株につき33.03香港ドル（512円、割当日において）
発行時における調達予定 資金の額（差引手取概算 額）	1,501千カナダドル（142百万円、割当日において）
割 当 先	Mr. Lai Man Kon
募集時における 発行済株式数	2,499,999.79株（普通株式及び優先株式）
当該募集による 潜在株式数	277,777株
発行時における 当初の資金使途	ノートの現物出資
現時点における 充当状況	上記の当初の資金使途に充当しました。

④ 第三者割当による新株予約権の発行（決議日2015年8月17日）

割 当 日	2015年8月18日
発行新株予約権数	2,297,499個

行使価額及び行使価額の修正条件	当初本新株予約権行使価額（決議日の直前取引日の株価の終値）325 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます（端数が生じた場合、当該行使価額の切上げ又は切下げはありません。当該行使価額に新株予約権の行使数を乗じた後に1 円未満を切上げます。）。但し、下限行使価額は当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の50%に相当する額である162円以上でなければならないこととされております。なお、行使価格に上限はありません。また、当社が時価以下で新株式を発行する場合や、株式分割を行うことにより行使価額が調整される場合等に発行要項に従い行使価額が修正される場合があります。
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	746,931千円（差引手取概算額） 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される価額（当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合）を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた理論上の金額です。行使価額が修正されて当初行使価額より上昇又は下落した場合には、資金調達の額は増加又は減少することとなります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行前の発行済株式総数	2,777,776.79株(普通株式及び優先株式)
当該発行による潜在株式数	2,297,499株
行 使 状 況	行使済新株予約権数：495,751個（2016年7月12日現在）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	107,038,734円（2016年7月12日現在）
発行時における当初の資金使途	運転資金として340～506百万円程度 短期借入金の返済として124～127百万円程度 ノートの返済として156～608百万円程度
発行時における支出予定時期	2015年8月から2016年7月ころ
現時点における充 当 状 況	運転資金として充当しました。

⑤ 第三者割当による新株式の発行（決議日2015年10月28日）

割 当 日	2015年12月22日
発 行 新 株 数	4,905,631株
発 行 価 額	1 株につき17.5225香港ドル (273円、割当日において)
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	85,959千香港ドル（1,339百万円、割当日において）
割当先及び割当株式数	Lai Man Kon 氏に1,208,117株

	One Heart International Limitedに2,666,488株 Lie Wan Chie氏に824,814株 原野直也氏に206,212株
募集時における発行済株式数	3,231,767.79株 (普通株式及び優先株式)
当該募集による潜在株式数	4,905,631株
発行時における当初の資金使途	ノートの現物出資
現時点における充当状況	上記の当初の資金使途に充当しました。

⑥ 第三者割当による新株式の発行 (決議日2016年5月24日)

割 当 日	2016年5月24日
発行新株数	本新株式 500,000株
発行価額	1株につき5.80香港ドル(82円、割当日において)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,898千香港ドル (41,000千円、割当日において)
割当先及び割当株式数	Lie Wan Chie氏に500,000株
募集時における発行済株式数	8,179,158.79株 (普通株式及び優先株式)
当該募集による潜在株式数	500,000株
発行時における当初の資金使途	運転資金
現時点における充当状況	上記の当初の資金使途に充当しました。

⑦ 第三者割当による新株予約権の発行 (決議日2016年5月24日)

割 当 日	2016年5月24日
発行新株予約権数	本新株予約権 2,000,000個
行使価額	当初本新株予約権行使価額：82円
調達予定資金の額 (差引手取概算額)	12,223千香港ドル (172,960千円、割当日において) (内訳) 新株予約権発行による調達額：633千香港ドル (8,960千円、割当日において) 新株予約権行使による調達額：11,590千香港ドル (164,000千円、割当日において)
割 当 先	Lie Wan Chie氏
発行前の発行済株式総数	8,179,158.79株 (普通株式及び優先株式)
当該発行による潜在株式数	2,000,000株
行使状況	行使済新株予約権数：0個 (2016年7月12日現在)

現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	0円 (2016年7月12日現在)
発行時における 当初の資金使途	運転資金
発行時における 支出予定時期	2016年5月から2026年5月ころ
現時点における 充 当 状 況	-

## 11. 発行要項

### (a) 新株式 (普通株式)

(1) 発行新株式数	普通株式570,000株
(2) 発行価額	1株につき5.81香港ドル (77円)
(3) 発行価額の総額	3,310香港ドル (43,890千円)
(4) 資本金組入額	1株につき5.81香港ドル(1株につき77円)
(5) 資本金組入額の総額	3,310千香港ドル(43,890千円)
(6) 募集又は割当方法	第三者割当によります。
(7) 申込期日	2016年7月13日
(8) 払込期日	2016年7月13日
(9) 割当先及び割当株式数	リー氏に普通株式570,000株

### (b) 新株予約権 別添のとおり。

(注) 上記の数値は、1米ドル=102.91円、1香港ドル=13.26円 (2016年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の外国為替相場 (仲値)) にて換算しております。

以 上

## 新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及び日本を含むその他のアジアの地域において、金融サービス及びパブリックリレーションの事業分野において商品及びサービス並びにスマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所の市場第二部に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。



## 2016年7月13日発行新華ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）

### 発行要項

#### 1. 本新株予約権の名称

2016年7月13日発行新華ホールディングス・リミテッド新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

#### 2. 申込期日

平成28年7月13日

#### 3. 割当日

平成28年7月13日

#### 4. 払込期日

平成28年7月13日

#### 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をLie Wan Chie氏に割り当てる。

#### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、1株あたり額面0.01香港ドルの当社普通株式（以下、「株式」という。）3,420,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速

やかにこれを行う。

## 7. 本新株予約権の総数

3,420,000個

## 8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金4.03円

「円」又は「日本円」とは、日本国の法定通貨を意味する。

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に行使の対象となる本新株予約権の数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初77円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整される。

本発行要項において、「行使日」とは、第15項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

## 10. 行使価額の修正

第11項の条件に従う場合を除き、本新株予約権の行使価額の修正は行わない。

## 11. 行使価額の調整

(1) 本新株予約権の発行後、当社が(i)株式の併合若しくは株式の分割を行う場合、又は下記第(2)号及び(3)号に掲げる各事由により(ii)当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合若しくは変更が生じる可能性がある場合には、下記第(2)号及び(3)号に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。調整後の行使価額は、本号(i)及び(ii)に掲げる事由の基準日の翌日より適用されるものとする。

(2) 当社が株式の併合又は株式の分割を行う場合、行使価額は、以下の行使価額調整式により調整される。1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(行使価額調整式)

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{1}{\text{株式併合・株式分割の比率}}$$

(3) 当社が時価を下回る払込金額をもって株式を新たに発行する又は当社が保有する株

式を処分する場合、行使価額は、以下の行使価額調整式により調整される。1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(行使価額調整式)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額/対価}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式で使用する既発行株式数は当社の発行済株式の総数から、当社の保有する当社株式を控除した数とし、また当社株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が適用される日に始まる60連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社株式を控除した数とする。

(6) 行使価額の調整を行うとき(行使条件価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及び行使条件価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、金融商品取引法又は金融商品の取引に適用されるその他の法律若しくは規則に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(7) 本発行要項の定めにかかわらず、行使価格は、当社普通株式の額面金額を下回ることはできないものとする。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月13日（当日を含む）から平成38年7月12日（当日を含む）までの10年間とする。

### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の普通取引終値が一度でも98円（取締役会決議日の直前取引日の普通株式の終値の81円の120%。以下、「行使条件価額」という。）以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。行使条件価額は、行使価額と同じく第11項に従い調整されるものとする。

### 14. 本新株予約権の行使により生じる権利

本新株予約権の行使により付与される当社普通株式は全額払込済みで、法的担保権、担保権、法的負担、先買権その他第三者の権利の負担のないものとし、(i) 当該当社普通株式は行使日に発行されている他の当社普通株式とあらゆる点で同順位であり、(ii) 当該当社普通株式の登録された保有者は行使日以後いかなる点においても当社の普通株式の保有者として取り扱われる。但し、行使日に先立つ基準日に基づき付与される権利又は適用法令により強制的に除外される権利は除く。

### 15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当社は、前記の行使請求通知の写しを、現在の当社の株券管理エージェントである、Codan Trust Company (Cayman) Limitedに送付する。行使請求通知は、当社の顧問又は株券管理機関に到達したか否かにかかわらず、当社が受領した場合に直ちに適切に処理される。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、日本円又はその他の通貨の現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする（当該財産の総額は、行使請求における有効な行使価額を行使される新株予約権の個数で乗じ、1円未満の端数を切り上げた金額とする。）（その他の通貨で振り込む場合、日本円で表示された出資される財産の価額を、当該払込をする日に本新株予約権者が行使請求書を交付する前の時点で株式会社三菱東京UFJ銀行が公表している外国為替相場の仲値（又は当社と本新株予約権者との間で合意する他の換算レート）で、当該その他の通貨に換算する。但し、1香港ドル未満は切り捨てる。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生し、同日に行使された本新株予約権の保有者には当該本新株予約権が対象とする当社普通株式が付与され、当社の株主名簿上で当社株主として登録される権利を保有する。

### 16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

### 17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金4.03円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年7月12日の東京取引所における当社普通株式の普通取引の終値の95%相当額とした。

## 18. 行使請求受付場所

会社名：新華ホールディングス・リミテッド

現住所：Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

当社は、行使請求受付場所に変更があった場合、本新株予約権の保有者にその旨を通知するものとする。

## 19. 払込取扱場所

会社名：香港上海匯豐銀行有限公司、Des Voeux Road Central支店

現住所：China Insurance Group Building, 141 Des Voeux Road Central, Sheung Wan, Hong Kong

当社は、払込取扱場所に変更があった場合、本新株予約権の保有者にその旨を通知するものとする。

## 20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、(i) 本新株予約権の行使の直後に当社普通株式を本新株予約権者に直接発行して、行使請求の効力が生じた日と同日付で当社の株主名簿を改定するか、又は(ii) 本新株予約権の行使の直後にHorsford Nominee Limited（以下「ノミニー」という。）を通じて新たに発行する当社普通株式、若しくは株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の株式等振替制度によりノミニーを介して当社の口座で保有する当社普通株式を本新株予約権者の指定する口座に振り替えて、香港時間の午前10時までに行使請求が有効となった場合は同日付で、それ以外の場合は翌日付で当社の株主名簿及び／又はノミニーが保有する名簿の改定を行う。ただし、当社、Codan Trust Company (Cayman) Limited、ノミニー又はJASDECの支配が及ばない技術的な不能又は事由が生じていない場合に限る。

## 21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法を含む証券法に従うことを条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会により当社取締役会長兼最高経営責任者に一任する。

以上